

入籍する人(子)が
15歳以上の場合

※消せるボールペンは使用しないでください

入 籍 届

令和〇年〇月〇〇日 届出

現在(今まで)
の氏名

群馬県 前 橋 市 長

受理	令和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知		

(よ み か た) 入 籍 す る 人 の 氏 名	ま え ば し 氏 名 前 橋	た ろ う 名 太 郎	☒ 平成 ☐ 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
住 所	群馬県前橋市広瀬町一丁目〇〇 番地 〇〇 番 号		
(住民登録をして) いるところ	アパート 等の名称 〇〇マンション 101号		
	世帯主 の氏名 赤 城 花 子		
本 籍	群馬県前橋市大友町一丁目〇〇 番地 〇〇 番 号		
	筆頭者 の氏名 前 橋 一 郎		
入 籍 の 事 由	☐ 父 ☐ 養父 ☐ 父 ☐ 養父 ☒ 母 ☐ 養母 の氏を称する入籍 ☐ 母 ☐ 養母 と同籍する入籍 ☐ 父母 ☐ 養父母 ☐ 父母 ☐ 養父母 ☐ 従前の氏を称する入籍 (従前の氏を改めた年月日 年 月 日)		
入籍する戸籍 または 新しい本籍	☒ すでにある戸籍に入る ☐ 父または母の新戸籍に入る ☐ 新しい戸籍をつくる 群馬県前橋市広瀬町一丁目〇〇 番地 〇〇 (よみかた) あかぎ はなこ 番 〇〇 筆頭者 赤城 花子 の氏名		
父 母 の 氏 名	父 前橋 一郎		続 き 柄
父母との続き柄	母 赤城 花子		長 ☒ 男 ☐ 女
そ 他	必ず子ども本人が自署で署名 押印は任意		
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	前 橋 太 郎 印		

届 出 人	入籍する人が十五歳未満のときの届出人または配偶者とともに届け出るときに配偶者が書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄または別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。		
資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人 □配偶者		親権者(□母 □養母) □未成年後見人
住 所	何も記入しない		
本 籍	何も記入しない		
署 名 (※押印は任意)	印		印
生 年 月 日	□昭和 □平成 年 月 日		□昭和 □平成 年 月 日

住 所 を 定 め た 年 月 日
年 月 日

連絡先	電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	①自宅・勤務先・携帯

必ず日中に連絡が取れる番号

入籍届に関する手続きと必要事項

子どもの氏（戸籍）を、母（または父）と同じにすることを希望される方は下記の順序で手続きをしてください。

1 家庭裁判所で『子の氏変更の許可』を受ける

申請に関する問い合わせは住所地の管轄の家庭裁判所へお願いします。

（前橋家庭裁判所 電話 027-231-4275）

参考

【申請に必要なもの】

- （１）子どもが載っている全部事項証明書（戸籍謄本）で父母の離婚の記載があるもの
- （２）母（または父）の全部事項証明書（戸籍謄本）で離婚の記載のあるもの
- （３）印鑑

【申請人】

- 子どもが満15歳未満・・・親権者
- 子どもが満15歳以上・・・子ども本人

家庭裁判所で氏変更の許可書を得たら

（どのくらい期間がかかるかは家庭裁判所にお尋ねください）



2 市区町村役場で『入籍届』を提出する

【届出に必要なもの】

- （１）入籍届
- （２）家庭裁判所から得た許可書

【届出人】

- 子どもが満15歳未満・・・親権者
- 子どもが満15歳以上・・・子ども本人（入籍届書に子ども本人の署名が必要）

ご不明な点などがありましたら、下記にお尋ねください。

前橋市役所 市民課戸籍係

電話 027-898-6103（直通）